

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 23 日

各 国 公 私 立 大 学 担 当 課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
各 都 道 府 県 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課 御 中
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 担 当 課
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 擁 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室

夏季休暇期間中における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

標題に関して、別添のとおり農林水産省より注意喚起がまいりました。

つきましては、農林水産省からの事務連絡の内容について御確認いただくとともに、外国人留学生等に対して別添資料を活用するなどして、周知いただきますようお願いいたします。なお、関連情報ホームページにおいても、多言語対応のパンフレット・動画等が掲載されておりますので、周知の際に御活用下さい。

各都道府県におかれては所轄の専修学校及び各種学校（以下「専門学校等」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

（専門学校等について）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

T E L : 03-5253-4111 （内線 2915）

（大学・短期大学・高等専門学校について）

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室

T E L : 03-5253-4111 （内線 2518）

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 16 日

文部科学省
総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長
高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室長

農林水産省消費・安全局
植物防疫課防疫対策室長
動物衛生課国際衛生対策室長

夏季休暇期間における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

日頃から動植物検疫に多大な御協力をいただき、感謝申し上げます。

アジア諸国では、ミカンコミバエ種群をはじめとしたミバエ類の発生が続いております。また、家畜の伝染性疾病についても、アジア諸国において、アフリカ豚熱の発生の継続や、これまでアジアで発生が確認されていなかったタイプの口蹄疫の発生のほか、7月には韓国において2024年12月以来ぶりにランピースキン病の発生が報告されています。

また、日本政府観光局の統計によりますと、今年5月までの訪日外客数は、昨年引き続き高い水準で推移しており、東アジアでは特に韓国や台湾などで増加しております。加えて、夏季休暇期間中には、多くの日本人観光客が海外へ渡航することが見込まれることから、水際における動植物検疫対策の重要性が一層高まっています。

さらに、近年、輸入検疫を適切に受けずに国内に持ち込まれる違法な畜産物が増加しており、国内での販売事例も確認されている状況にあります。このような状況に対応し、水際における動物検疫体制を一層強化するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を改正し、今年7月1日から国内での輸入禁止品の販売等の禁止や、家畜防疫官による立入検査権限の付与が行われたところです。

農林水産省では、入国者への植物・畜産物の持込み規制に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を徹底するとともに、各地の空港・港湾において広報キャンペーン等の啓発活動を実施することとしています。

動植物検疫を徹底するため、貴省におかれましても下記について御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

以下ウェブサイトの解説、動画、リーフレット等を参照の上、学生に対する周知及び注意喚起を実施するとともに、引き続き、植物の病害虫及び家畜の伝染病の侵入防止に係る取組に協力すること。外国人留学生に対しては、別添資料1及び2も参照して周知すること。

(参考1) 周知及び注意喚起に活用可能な広報資料

- 動植物検疫の紹介「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」 ※多言語対応

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>

- 動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」 ※多言語対応

https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html

- 動物検疫所リーフレット ※多言語対応

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#messages-to-you>

- 動物検疫所ポスター※多言語対応

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#posters>

- 植物防疫所 HP「重要なお知らせ」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/shomeisho2.html>

- よくあるご質問

(植物防疫所) <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

(動物検疫所) https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html

- 学生に対する周知及び注意喚起の例

植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持込みを厳しく制限しています。

持込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込みには、輸出国政府機関が発行した植物検疫証明書が必要です。

肉・肉製品の持込みは禁止されています。

これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。

違法な持込みには、罰則（最大3年の拘禁刑又は最大300万円（法人は最大5,000万円）の罰金）が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省のウェブサイトを確認ください。

https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html

(参考2) 家畜伝染病予防法の改正

- 家畜伝染病予防法の改正（令和8年）について

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/kaisei_kakuron/kaisei-r8.html

- 日本国内で外国食材を販売する事業者の方へ
https://www.maff.go.jp/aqs/topix/for_foodstore.html

以上

外国人留学生の皆様へ

動植物検疫に関するお願い

日本では、植物の病気や害虫、家畜の伝染病が国内に入ってくることを防ぐため、海外からの果物・野菜や肉・肉製品の持ち込みを厳しく制限しています。

植物の中には、持ち込みが禁止されているものがあります。禁止されていない植物でも、多くの場合、持ち込みには輸出国の政府機関が発行した「植物検疫証明書」が必要です。証明書がない場合は、持ち込むことができません。

また、肉・肉製品の持ち込みは原則禁止されています。

これらのルールは、機内食やお土産であっても、また少量であっても例外はありません。海外から郵便で送ってもらうことも同じです。

ルールを守らずに持ち込んだ場合、罰則（最大 3 年の拘禁刑又は最大 300 万円の罰金）の対象となりますので、十分注意してください。

ご家族や友人など、周りの方にもこの情報をお伝えください。詳しくは以下の農林水産省のウェブサイトを確認してください。

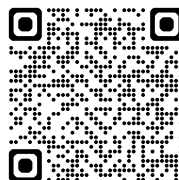
(参考)

- 動植物検疫の紹介「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」

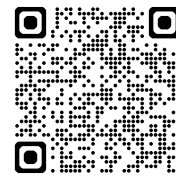
<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>

- よくあるご質問

<https://www.maff.go.jp/e/about/faq.html>



動物検疫所



植物防疫所

To International Students

Important Notice regarding Plant and Animal Quarantine

Japan strictly restricts the importation of plants such as fruits, vegetables, and meat and meat products from overseas in order to prevent the introduction of plant diseases, pests, and infectious animal diseases into the country.

The importation of most plants is prohibited or requires a Phytosanitary Certificate issued by a government authority of the exporting country.

The importation of meat and meat products is prohibited in principle.

These regulations apply without exception, regardless of whether the items are in-flight meals or souvenirs, and regardless of the quantity. Sending such items to Japan by international mail is also prohibited.

Please note that violations of these regulations may result in imprisonment for up to 3 years, or a fine of up to 3 million yen.

We kindly ask that you share this information with your family, friends, and others who may be sending or bringing items to Japan. For further details, please visit the website of the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF) below.

References:

- Websites (Request to people coming to Japan)
<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>
- Frequently Asked Questions (FAQ)
<https://www.maff.go.jp/e/about/faq.html>



Animal Quarantine
Service



Plant Protection
Station